

平成29年3月20日

千葉市博物館協議会

千葉市立郷土博物館の在り方について（諮問）

博物館法（昭和26年12月1日法律285号）第20条第2項の規定により、千葉市立郷土博物館に係る次に掲げる事項について、以下の理由を添えて諮問します。

千葉市立郷土博物館長 戎谷 雄二

（理由）

当館は昭和42年に、博物館機能を持った天守閣風建造物の千葉市郷土館として設置されて以来、その所管を経済部観光課から教育委員会に移しながら、昭和58年4月からは「千葉市立郷土博物館」として活動し、その水準の向上に努めるとともに、教育、学術並びに地域の活性化に貢献するよう努めて参りました。一方で、博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備については、多くの課題があります。

平成23年12月の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第165号）では、「博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。」と示されました。

また、現行学習指導要領では、社会科や総合的な学習の時間において内容の取扱いで具体的に「博物館、郷土資料館などの施設の活用」が明示されていますが、次期学習指導要領においても引き続き博物館の活用が明示されるよう中央教育審議会から答申がなされました。

このような、状況の中、

- (1) 展示方法等について、(2) 学習機会の提供等について、(3) 利用者に対応したサービスの提供について、(4) 職員について、(5) 施設及び設備について

等、千葉市立郷土博物館の目指すべき姿や、中期計画の設定、年次評価の実施、教育普及の効果的な展開等について改善に努めて参りましたが、今後は、こうした博物館の活動を実効あるものにするために諸方策の道筋を明らかにすることが必要です。

あわせて、今後、博物館の在り方に関して、客観的な根拠を提示することが求められています。

以上のような問題意識の下、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、都市アイデンティティ推進に資する郷土博物館の在り方及び博物館における教育の在り方についてです。

具体的には、以下の事項について御検討をお願いします。

- 基本的な方針を踏まえた、今後10年間の目指すべき方向性について
- 展示計画について

第二に、公共施設見直し方針を踏まえた多角的な分析、検証に基づき、より効果的な公共施設としての郷土博物館の方向性についてです。

具体的には、以下の事項について御検討をお願いします。

- 博物館の設置及び運営上の望ましい基準、及び公共施設見直し方針を踏まえた郷土博物館の再整備について

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、千葉市立郷土博物館の在り方を中心に、必要な事項について御検討をお願いします。